

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東京医科大学（以下「本学」という。）の職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対して疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって法人の運営に対する信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、「事業者等」とは法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

- 2 この規程の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。
- 3 この規程において、「利害関係者」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 本学が行う売買、貸借、請負その他の契約に関する事務においてこれらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
 - (2) 本学の入学許可に関する業務において入学を志願している者及び入学を志願しようとしていることが明らかである者
 - (3) 職員が産学連携活動・兼業活動などによって関わる利益相反および責務相反の対象となる可能性がある事業者等
 - (4) 職員が職務として携わる、不利益処分をする事務において、当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は個人（前項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）
- 4 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者である者とみなす。
- 5 他の職員の利害関係者が、職員をしてその役職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員は利害関係者であるものとみなす。

(倫理行動規準)

第3条 職員は、本学の職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- (3) 職員は、法令及び本学の諸規則により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならない。
- (4) 職員はあらゆる関係者に対して、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等、ハラスメントに当たる行為をしてはならない。
- (5) 職員は、職務の遂行に当たっては、大学の発展のために、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。
- (6) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が本学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(禁止行為)

第4条 職員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から不動産などの社会通念を超えた贈与を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、合理的な理由なく無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、合理的な理由なく無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- (6) 第1号の規定の適用については、職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、それらの対価がそれらの行為が行われたときにおける時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第5条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係を問う。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

- 2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、別に定めた委員会等に相談し、その指示に従うものとする。

(贈与・報酬等の報告)

第6条 職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき、（当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が別に定める規程に該当する場合に限る。）は、別に定める利益相反に関する規程等に従って理事長に利益相反に関する報告を提出しなければならない。

(報酬)

第7条 前条にいう報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- (1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた人的役務の報酬等。「報酬等」には、職員個人に対する講演料などを含む給与、サービス対価（コンサルタント料、謝金等）の他、産学連携活動に係る受入れ（受託研究、技術研修、客員研究員・ポストドクトラルフェローの受入れ、研究助成金受入れ、依頼試験・分析、機器の提供等）、株式等（株式、株式買入れ選択権（ストックオプション）等）、及び知的所有権（特許、著作権及び当該権利からのロイヤリティ等）を含む、何らかの金銭的価値を持つものはこれに含まれる。
- (2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等のうち、職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等であつて職員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬とする。

(報告書の保存及び閲覧)

第8条 第6条の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した理事長又はその委任を受けた者において、提出された日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も理事長又はその委任を受けた者に対し、前項の規定により保存されている利益相反に関する報告について別に定める手順により閲覧を請求することができる。

- 3 前項に規定する贈与等報告書の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。
- 4 贈与等報告書の閲覧は、理事長又はその委任を受けた者が指定する場所でこれを行わなければならない。

（理事長の責務）

第9条 理事長は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- （1） 贈与等報告書の受理及び保存並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- （2） 職員がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- （3） 職員がこの規程に違反する行為について適切な機関に通知したことを理由として、当該通知をした職員が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- （4） 研修その他の施策により、職員の倫理観の涵養及び保持に努めること。
- （5） 職員が特定の者と疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

（職員がこの規程に違反した場合の対処等）

第10条 職員に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められるときは、理事長は別に定める規程等に基づき、直ちに調査を開始し、調査の結果、当該職員がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、必要な措置を厳正に行うものとする。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、倫理委員会の進言のもとに、理事会の議を経て理事長が行う。

（雑則）

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年7月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。